

ID: 261

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	徴収の猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第21条		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (徴収猶予) 第21条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について大きな損害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日